

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後																																								
<p>(期末手当) 第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。職責調整手当の支給を受ける教職員が第4項の規定により役職段階加算適用表又は管理職加算適用表を適用する場合及び第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。）が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものうち総長が指定する第一種及び第二種の区分である教職員（以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。）にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <p>(期末特別手当) 第32条 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <p>(入試手当) 第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教職員に対し、その区分に応じ</p>	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	<p>(期末手当) 第28条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。職責調整手当の支給を受ける教職員が第4項の規定により役職段階加算適用表又は管理職加算適用表を適用する場合及び第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。）が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものうち総長が指定する第一種及び第二種の区分である教職員（以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。）にあっては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(期末特別手当) 第32条 (同 左)</p> <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入試手当) 第33条の2 (同 左)</p>	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30	在職期間	割合	6箇月	100分の100	5箇月以上6箇月未満	100分の80	3箇月以上5箇月未満	100分の60	3箇月未満	100分の30
在職期間	割合																																								
6箇月	100分の100																																								
5箇月以上6箇月未満	100分の80																																								
3箇月以上5箇月未満	100分の60																																								
3箇月未満	100分の30																																								
在職期間	割合																																								
6箇月	100分の100																																								
5箇月以上6箇月未満	100分の80																																								
3箇月以上5箇月未満	100分の60																																								
3箇月未満	100分の30																																								
在職期間	割合																																								
6箇月	100分の100																																								
5箇月以上6箇月未満	100分の80																																								
3箇月以上5箇月未満	100分の60																																								
3箇月未満	100分の30																																								
在職期間	割合																																								
6箇月	100分の100																																								
5箇月以上6箇月未満	100分の80																																								
3箇月以上5箇月未満	100分の60																																								
3箇月未満	100分の30																																								

た手当額を支給する。
(後 略)

附 則
(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の給与規程第28条第2項及び第32条第2項の規定の令和2年12月における適用については、第28条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、第32条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

別表第1～10 (略)

別表第1～10 (同 左)

別表第11 (第33条の2関係)

別表第11 (第33条の2関係)

試験	業務	業務内容	手当額
大学入試センター試験及び大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり100,000円
		大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)の実施を総括する教員	年度当たり100,000円
	学部試験実施責任者	各学部において大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり60,000円
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入試センター試験実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員	年度当たり40,000円
	試験監督者・リスニング監督補助者		(略)
	救護医師 救護看護師		
(略)			

試験	業務	業務内容	手当額	
大学入学共通テスト及び大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)	試験実施責任者	大学入学共通テストの実施を総括する教員	(同 左)	
		大学入学共通テスト導入に係る試行調査(プレテスト)の実施を総括する教員		
	学部試験実施責任者	各学部において大学入学共通テストの実施を総括する教員		
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入学共通テスト実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員		
	試験監督者・リスニング監督補助者			(同 左)
	救護医師 救護看護師			
(同 左)				